

保護者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた一斉臨時休校に係る 給食費の減額調整について

さて、この度、全国的な新型コロナウイルス感染症の発生状況や本市域の状況も踏まえ、本市において令和 2 年 4 月 10 日（金）から一斉臨時休校を実施することが決定いたしました。

記

- ※給食費は年額（１食単価×年間実施回数・１９７回）を１１ヶ月（給食実施月数）でならして集金させていただいており、４・５月分の給食費につきましては、中止した回数分を減額調整させていただきます。